

報 道 資 料

平成27年 8月 7日
会計局会計課 国費決算係
高岡(4721)・伊豆(4710)
0742-27-8912(ダイヤル)

納付書(金融機関控)の紛失について

本県公金の収納事務を取り扱っている南都銀行から、納付書(金融機関控)を紛失したとの報告がありました。

納付者の方々には、多大なご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。

1 事案の概要

金融機関を通じて県税や使用料などを収納した際、南都銀行において保管すべき納付書(金融機関控)を紛失。納付書には個人情報に記載されておりました。

なお、納付書は、南都銀行内において誤廃棄した可能性が高く、外部への流出の可能性は低いと考えられます。

また、この事案にかかる公金は全て収納されていることを確認しております。

2 経緯

- ・平成27年6月10日、南都銀行耳成支店において、平成26年度5月分の納付書の綴り込み作業に際し、同店において保管すべき納付書がないことが判明しました。
- ・このことについて、7月2日、南都銀行より会計局に報告がありました。
- ・引き続き、南都銀行において調査した結果、同行耳成支店において誤って廃棄した可能性が非常に高いとの最終報告を7月30日に受けました。
- ・関係者には、事情を説明のうえ謝罪しご理解を得ております。
- ・現在のところ外部への個人情報の流出及び被害発生の報告等は受けておりません。

3 紛失物及び記載されていた個人情報等

- (1)紛失物 納付書(金融機関控) 4枚(個人2人・法人1社)
- (2)個人情報 氏名、税目、税額 (法人は住所、名称、税目、税額)

4 再発防止について

南都銀行に対し、個人情報保護を徹底し、同様の事案が再発しないよう有効な防止策を講じるよう指示しました。その後、南都銀行事務集中部及び耳成支店に対し臨時検査を行い、再発防止策が講じられていることを確認しております。